

商標法施行規則改正草案条文対照表

修正条文	説 明
<p>第一章 総則</p>	<p>一、<u>章名を増設する。</u> 二、商標法(以下「本法」という)の章節の構成の修正に合わせ、又、本規則の体系を更に明確なものとするため、条文の規則の性質に従い、「総則」、「商標出願及び審査」、「商標権」、「証明標章、団体会員標章及び団体商標」及び「附則」等五章に分け、その順序に従って各章の規則内容を作成する。</p>
<p>第1条 商標法(以下「本法」という)第<u>110</u>条の規定に従い本規則を作成する。</p>	<p>本条は授權を依拠とし、本法の条順変更に合わせて修正する。</p>
<p>第2条 本法及び本規則に基づいて提出する出願は、<u>本法第13条の規定する電子方式で行う場合を除き、書面で提出するものとし、かつ、出願人が署名又は捺印しなければならない。</u>商標代理人に委任するときは、代理人の署名又は捺印のみによることができる。<u>登録庁は、必要とみなすときは、出願人に通知して、身分証明書、法人設立証明書又は他の資格証明書類を提出させることができる。</u> <u>前項の出願では、登録庁の規定する書類(表)を使用しなければならない。その様式及び部数は登録庁が定める。</u></p>	<p>一、第一項を修正する。商標電子出願実施弁法が2008年5月9日に発布、施行されているので、それに合わせて出願を電子方式で行う場合を除き、書面で提出しなければならないと定め、文言を斟酌して修正する。そのほか、知的財産権法の関連規定と合致させるため、専利法施行規則第2条の規定を参考にして、現行条文第5条を本項の後段に移す。又、本法第81条の、証明標章は証明能力を具えた団体が出願することができるという規定に合わせて、「他の資格証明書類」の文言を増訂する。 二、第二項を増設する。本項は現行条文第2条の一部を移動したもので、知的財産権法の関連規定と合致させるため、文言を斟酌して修正する。</p>
<p>第3条 提出する願書及び全ての商標関連</p>	<p>一、本条を修正する。 二、現行条文にある「証明書類」は広義</p>

<p>書類は、中国語によるものでなければならぬ。外国語で記載された証明書には、<u>登録庁が必要とみなすときは、通知してその全部又は一部</u>についての中国語翻訳文を添付させることができる。</p>	<p>の概念であり、これには資格証明、使用証拠、契約書、委任状、誓約書および併存同意書等の各種証明書類が含まれる。「その他の書類」は冗語なので削除する。又、証明書類の種類が多いことを考慮し、それが外国語による場合、一律に中国語に翻訳する必要はない。登録庁が必要とみなすときは、当事者に通知して、全部又は一部についての中国語翻訳文を添付させることとする。そこで、専利法施行規則第3条第二項の規定を参考にして、文言を斟酌し修正する。</p>
<p>第4条</p> <p>本法及び本規則に定める、添付すべき証明書類は、原本又は正本とする。ただし、次に掲げる状況のときは、写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>一、原本又は正本をすでに登録庁に提出しており、かつ、原本又は正本に付された案件番号を記載している場合。</p> <p>二、当事者が写しは原本又は正本と同一であることを釈明した場合。もし、登録庁が必要とみなすときは、当事者に通知し、原本又は正本を提出させて確認に供することができる。誤りのないことを確認した後は返却する。</p> <p>前項第二号の規定は、優先権及び展覧会による優先権証明書には適用しない。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、本法及び本規則に定める、添付すべき証明書類は原則として、原本又は正本を添付して審査に供さなければならない。しかし、証明書類の多くが私法契約の性質に属し、当事者がその原本又は正本を手元に残しておく必要があるかもしれないので、但書の規定を定める。</p> <p>(一) 第一号は、原本又は正本を別案件で登録庁に提出しているとき、登録庁はそれをもって確認できるので、出願人は原本又は正本を再度提出する必要はないと規定する。例えば、優先権主張に係わる外国の出願案件が一出願多区分であり、その後、わが国で複数案件を提出して出願し、複数の商標登録出願案件で併存同意書1部等を提出するときは、そのうちの1件にのみ原本又は正本を添付し、その他の案件には写しを添付することができる。そのほか、登録庁の確認作業に利するため、並びに写し</p>

	<p>を添付する場合、原本又は正本に付された案件番号を記載しなければならないと規定する。</p> <p>(二) 第二号は、当事者が証明書類の原本又は正本を手元に留めておきたいときは、写しが原本又は正本と同一であることを釈明しなければならないと規定している。もし、登録庁が、写しが原本又は正本と同一か否かを確認する必要があるとみなすときは、当事者に原本又は正本を提出するよう要求することができる。誤りのないことを確認後は返却する。</p> <p>三、本法第21条又は第22条により、優先権又は展覧会による優先権を主張するとき、登録庁は正本又は原本の1部を保管していなければならない。そのときには、その他の関連案件においては写しを添付することができる。その際、前項第二号の規定は適用されないので、排除の規定を定める。登録庁がその公式サイトで優先権証明書類をダウンロード提供している場合（例：欧州共同体商標意匠庁（Office for Harmonization in the Internal Market：OHIM）、ダウンロードして印刷した証明文書は優先権証明書類の正本とすることができる。</p>
<p><u>第5条</u></p> <p>商標代理人に委任するときは、代理人に委任した権限を明記した委任状を提出しなければならない。</p> <p>前項に規定した委任は、1又は2以上の、現存又は将来の商標出願、変更、異議申立、無効審判請求、取消審判請求及びその他の関連手続に</p>	<p>一、本条を修正する。</p> <p>二、第一項の代理人委任に関する規定は、商標出願及びその他の手続の当事者が代理人に委任する全ての状況に適用するので、「出願人」の三文字を削除して、適用の助けとする。又、当事者が委任状の原本若しくは正本を保存する必要があるか</p>

<p>ついて、<u>これを行うことができる。</u></p> <p>前項に規定した委任は、その後のその委任範囲内における各手続きにおいて、登録庁が必要とみなすときは、出願人に通知して、委任関係の存在を証明する裏付書類を提出させることができる。</p> <p><u>代理人の権限の変更は、書面をもって登録庁に通知しなければ、登録庁に対して効力が生じない。</u></p> <p><u>代理人の送達場所の変更については、書面をもって登録庁に通知しなければならない。</u></p>	<p>もしれないことを考慮し、且つ委任状が原本又は正本を提出しなければならないとされている場合、当事者の住所、居所又は営業所が国外であれば書類の往來に多くの時間を消費することとなる。これらを鑑み、委任状も証明書類の一種なので、改訂条文第4条第1項の規定を適用されるべきである。即ち、当事者により写しと原本又は正本が同一であるとの釈明があれば、写しをもってこれを代用することができる。よって、本項の「正本」二文字は削除する。</p> <p>三、第二項を修正する。本項の包括委任の意味は、民法第532条の包括委任が一切の事務を行うと定義しているのと異なるので、「包括委任」を削除し、文言を修正する。</p> <p>四、第三項を修正する。第二項の「包括委任」削除及び修正条文第4条の証明書類の原本又は正本の添付に関する規定に合わせて、委任状写しの提出に関する規定を削除する。</p> <p>五、現行条文第四項を削除する。本条第三項の修正及び実務においては「正本と相違ない」旨の声明を要求していないのに合わせて削除する。</p> <p>六、第四項を増訂する。代理人の権限は代理人が行う代理行為の効力に係る。それに変更があるときは、慎重を期するため書面をもって登録庁に通知するのが望ましい。専利法施行規則第8条第六項の規定を参考にして、書面で通知しなければ登録庁に対して効力が生じないと定める。</p> <p>七、第五項を増訂する。実務では代理人</p>
--	--

	<p>の送達場所に変更があるとき、代理人が書面をもって本局に通知すると、本局はデータベースにある、代理人が代理する全ての商標案件に係わる代理人の住所、居所を変更するので、個別案件ごとに代理人の住所、居所を変更する必要はない。よって、これを増訂する。</p>
<p>第6条</p> <p>代理人は、受任の権限内で一切の行為を行う権利を有する。ただし、代理人の選任及び解任、出願若しくは登録を指定する商品又は役務の縮減、商標取り下げの申請又は商標権放棄については、特別委任を受けていなければ、これを行うことができない。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、代理人は受任の権限内で商標手続の各行為を行うことができる。慎重を期するため、委任者の権益に重大な影響を与える場合については、但書に特別委任を受任すべきで、そうして始めてこれを行うことができると増訂する。</p> <p>(一) 委任契約は当事者間の信頼を基礎として成立する。もし、受任者が第三者に自らが受任した事務を委任するならば、慎重を期するために、代理人の選任及び解任では特別委任を受けなければ行うことができないと定める。</p> <p>(二) 出願時又は登録後に指定する商品又は役務を縮減することは、出願又は登録商標の権利範囲に影響する。取下げの申請及び商標権の放棄は、出願又は商標権を消滅させることになり、どちらも出願人及び商標権所有者の権益に重大な影響を与える行為なので、特別に委任しなければならないと定める。</p>
<p>第7条</p> <p>本法第8条に記載した期限が来ても補正していないとは、指定期間内に補正しない、及び指定期間内に補正を行ったが不備がある場合を指す。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、本法第8条では、商標の出願及びその他の手続が法定手続に合致せず、期間を指定して補正を通知したが、期限が来ても補正していないときは、受理しないとすると規定する。</p>

	<p>「期限が来ても補正していない」とは、期限までに補正していない、及び期限までに補正したが不備があるという二つの状況を指す。専利法施行規則第9条の規定を参酌してこれを定める。</p>
<p>第8条</p> <p>本法及び本規則が指定する期間は、第34条の規定を除き、指定期限前に理由及び延長する期間を明記して、延長を申請することができる。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、本法及び本規則により補正の指定期間を通知したが、当事者に正当な事由があり、期限内に補正できないときは、登録庁に理由を表明して延長を申請し、同時に延長希望期間を明記して、登録庁が同意するか否か、及びその延長期間を判断できるようにする。又、改訂条文第34条では別途に、拒絶査定の前に期限を定めて意見を陳述させる期間の通知及びその延長を特別に規定している。よって、本条に排除規定を定める。</p>
<p>第9条</p> <p>本法第8条第二項の規定により原状回復を申請するときは、期限遅延の原因及びその消滅日を明記し、証明書類を添付しなければならない。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、本法第8条第二項によって行う原状回復の申請を規定するため、民事訴訟法第165条及び行政訴訟法第91条規定を参酌して定める。</p>
<p>第10条</p> <p>商標登録原簿には次に掲げる項目を記載しなければならない。</p> <p>一、商標登録番号及び登録公告日。</p> <p>二、商標出願番号及び出願日。</p> <p>三、商標権者の氏名及び名称、住所、居所又は営業場所。商標権者が国内に住所、居所又は営業所が無い場合、その国籍又は地区。</p> <p>四、商標代理人。</p> <p>五、商標の種類、形態、色彩又は白黒の図案。</p> <p>六、商標の名称、商標図案及び商標</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、商標権は無形財産権であり、その取得、喪失、変更、質権設定等に関わる重要事項は、主務機関が商標登録原簿に関連の記載を行う。そうしてこそ、商標権者、利害関係人及び一般大衆に知らしめ、利用させることができる。そこで、商標登記原簿の記載事項を明確にするために定める。</p>

<p>の描写。</p> <p>七、使用を指定する商品又は役務の区分及び名称。</p> <p>八、優先権日及び出願を受理した国又は世界貿易機関の加盟国。展覧会による優先権日及び展覧会の名称。</p> <p>九、本法第 29 条第二項及び第三項、第 30 条第一項第十号から第十五号但書まで及び第四項の記載。</p> <p>十、商標登録の変更及び訂正事項。</p> <p>十一、商標権の更新登録は商標権の期限日までとする。一部商品又は役務の更新を登録するときは、更新登録する商品又は役務及びその区分。</p> <p>十二、商標権の分割では、原商標の登録原簿に分割後の各登録商標の登録番号を記載しなければならない。分割後の商標の登録原簿には原商標の登録番号及びその登録原簿の記載事項を記載しなければならない。</p> <p>十三、一部減縮する商品又は役務の区分及び名称。</p> <p>十四、商標権の承継者の氏名又は名称、住所、居所又は営業場所及びその商標代理人。</p> <p>十五、使用権者の氏名又は名称。専用使用権又は非専用使用権。ライセンス開始日、終止日があるときはその終止日。ライセンスの対象となる商品又は役務及び区分。ライセンスの対象となる地域。サブライセンスも同様である。</p> <p>十六、質権者の氏名又は名称及び担保債権額。</p> <p>十七、商標ライセンス、サブライセ</p>	
---	--

<p>ンス、質権の変更事項。</p> <p>十八、ライセンス、サブライセンスの取消及び質権の消滅。</p> <p>十九、商標の登録取消又は撤回、及びその法的依拠。一部商品又は役務の登録取消又は撤回、その区分及び名称。</p> <p>二十、商標権の放棄又は消滅。</p> <p>二十一、裁判所からの強制執行、行政執行の通知又は破産手続事項。</p> <p>二十二、その他の商標関連の権利及び法令に定められた一切の事項。</p>	
<p>第11条</p> <p>商標登録原簿の記載項目は商標公報に掲載しなければならない。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、商標登録原簿の記載項目は登録商標に関係する重要データなので、これらの項目は商標公報に掲載して、第三者が容易にその内容を知ることができるようにしなければならない。しかも、現行の実務では、商標登録原簿の記載項目は商標公報に記載しているので、明確に定める。</p>
<p>第二章 商標出願及び審査</p>	<p><u>章名を増設する。</u></p> <p>理由は第一章と同じ。</p>
<p>第12条</p> <p>商標登録の出願の際には、商標の種類と形態を説明した願書を提出しなければならない。次に掲げる項目を明記すること。</p> <p>一、出願人の氏名又は名称、住所、居所又は営業場所、国籍又は地域。代表者がいるときはその氏名又は名称。</p> <p>二、商標代理人に委任するときは、その氏名及び住所、居所又は営業場所。</p> <p>三、商標の名称。</p> <p>四、商標図案。</p> <p>五、使用を指定する商品又は役務の</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、本法により登録が保護する客体の種類には、商標権、証明標章権、団体標章権及び団体商標権がある。次に、商標の態様には、文字、図形、記号等又はそれらの連合した組合せによる形態、又は色彩、立体、動態、ホログラムなどの形態があり、出願人が登録保護を取得したい対象が明確になるよう、商標登録出願には、商標の種類及び形態を説明しなければならないと定め、並びに各号に分けて商標登録出願の願書に記載すべき内容を列挙する。</p>

<p>区分及び名称。</p> <p>六、商標図案に外国語を含むときはその言語別及びその意味。</p> <p>七、商標描写を提供しなければならないときはその商標の描写。</p> <p>八、本法第20条により優先権を主張するときは、最初に出願した際の出願日、その出願を受理した国又は世界貿易機関の加盟国及び出願案件番号。</p> <p>九、本法第21条により、展覧会による優先権を主張するときは、最初に展示した日付及び展覧会の名称。</p> <p>十、本法第29条第三項又は第30条第四項に規定する状況に該当するときは、不専用声明。</p>	
<p><u>第13条</u></p> <p><u>商標登録の出願に添付する商標図案は登録庁が公告した様式に符合しなければならない。登録庁が必要とみなすときは、出願人に通知して商標の描写及び商標見本を添付させ、商標図案の審査の助けとすることができる。</u></p> <p><u>商標図案は、点線を付して商標が指定商品又は役務に使用される方法、配置又は状況を表示し、かつ、商標の描写において説明することができる。その点線部分は商標の一部には属さない。</u></p> <p><u>商標の描写とは、商標本体及びそれが使用される商品又は役務の状況に対してなされる関連の説明を指す。</u></p> <p><u>商標見本とは、商標本体の見本又は商標を保存した電子媒体を指す。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項は現行条文第8条から移す。そのほか、本法が識別性を具えたいかなる標識にも開放して、商標登録の出願ができるとするのに合わせて、商標図案の表示方式に関する共通規定を定めて、適用の助けとする。</p> <p>(一) 修正条文第12条ではすでに、商標登録出願の際には願書を揃えておかなければならないと規定しているので、「願書を揃えておかなければならない」の文言を削除する。</p> <p>(二) 商標登録出願に添付する商標図案の形式、大きさ及び枚数は、科学技術の進歩と登録庁の情報通信システムの更新に伴い異なるものである。フレキシブルな対応ができるよう、並びに本細則が改訂に対応しなければならないからといって、無駄に法制度の作業時間が増</p>

えることのないよう、本項は概括方式で定められ、並びに商標図案は登録庁が公告する様式に符合しなければならないと改訂する。現行条文で出願は縦横5センチ以上8センチ以内の商標図案5枚を提出すべきとされている規定は、新法施行後は依然として継続して適用されるが、本局は本細則の施行前に関連の公告手続きを行う見込みである。今後、商標図案の格式に変更がある場合にも公告により周知し、出願人の遵守の助けとする。また、商標図案がカラーである場合には、更に白黒の図案を添付する必要はないので削除する。

(三) 商標図案、商標の描写、及び商標見本が全て商標表現の方式に属し、その中の商標図案とは図と文で商標を表現したもので、商標を明確かつ完全に、客観的な印象を付与することで、商標出願の権利の範囲の主体を決定するものである。ただし、商標図案は平面の静止図で表現するという制限条件があることを鑑み、商標形態によっては、出願人がその商標図案を本法で規定された表現方法に符合させようと尽力しても、当該商標図案と実際の商標の間にはやはり違いがでることは否めない。例えば、連続する図案で構成された商標では、縦横5センチ以上8センチ以内の範囲内で表現しなければならないため、商品への商標の実際の使用を完全には表現することができない。よって、その商標が指定する商品において連続する図案で

	<p>成り立つことを説明する必要がある。また、例えば音楽的性質を有する音声商標は、五線譜をもって商標図案とし、ハッキリと明確に且つ客観的に等の表現方法の規定と符合しているものの、聴覚で認識する音声商標本体とはやはり差があるため、商標に関する説明（商標の描写）及び当該音声を記録した電子媒体（商標見本）をもって補うことで、当該商標を実際に表現し、且つ商標の権利範囲の確定及び審査の助けとする。</p> <p>(四) 登録庁が審査の必要に応じ、出願人に商標の描写及び商標見本を提出するよう通知する権限は、米国商標法施行規則 (37 C. F. R. PART 2-RULES OF PRACTICE IN TRADEMARK CASES, 米国特許商標庁 2012 年 1 月 6 日公告版第 2.37 条) 及びオーストラリア商標規則 (Trade Marks Regulations 1995 第 4.3 (8) 条) の規定を参酌してこれを定める。</p> <p>三、第二項を増訂する。現行条文では、色彩付商標及び立体商標の図案のみは点線を付して、商標が指定商品又は役務に使用される状況を表示できると規定している。しかし、色彩付商標及び立体商標以外に、他の商標の態様、例えば位置商標も又、適用の可能性がある。そこで、点線による表示の意義を明確にして、みな同様に適用できるようにする。又、点線部分はこれを用いて、商標が指定商品又は役務に使用される方法、配置及び状況を表示するもので、商標の一部には含まれない。商標図案に点線を使用するときは、商</p>
--	---

	<p>標の描写で点線の役割を説明して、商標の表示方法及び商標権の範囲画定を理解できるようにするのが望ましい。</p> <p>四、第三項を増訂する。商標の描写は、文字で商標本体を詳細に説明するもので、商標をより実際のものに近く、詳細に表現できるためのもので、それには商標の使用法の説明も含まれ得る。例えば、色彩付き商標の場合、商標の描写は「本色彩付き商標は、赤、黄、赤が各三分の一の面積を占める色彩の組合せで、商品容器の表面に上から下に順に分布し、点線部分の容器の形状は商標の一部には属しない。」となる。本項では商標の描写の具体的な内容を定めて、適用の助けとする。</p> <p>五、第四項を増訂する。商標見本とは、商標本体の見本を指す。実際に使用しているホログラムを収めた商標の電子媒体やら、音響商標又は動態商標を収めた光ディスク等であれば、その役割は、商標図案を審査する際の不足を補充することにあるので、その具体的な内容を定めて、適用の助けとする。</p>
<p>第14条</p> <p><u>色彩付商標を登録出願するときは、商標図案には商標の色彩を表示しなければならず、並びに点線で色彩が指定商品又は役務に使用される方法、配置又は状況を表示することができる。</u></p> <p><u>出願人は商標の描写を提供して、色彩及びそれが指定商品又は役務に使用される状況を説明しなければならない。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項を修正する。本項は現行条文第一項及び第二項を移動させたものとする。</p> <p>(一) 現行条文第一項は色彩付商標図案及び商標の描写に関する規定である。非伝統的商標の出願手続が比較的複雑なのを考慮して、出願人の理解の助けとなるよう、本規則は本法に例示された非伝統的商標出願の商標図案、描写及び見本の具体的な</p>

	<p>内容について、それぞれ項目別に明確に規定する。本項では商標図案の表示方法を規定し、かつ、「関連する説明」の商標の描写に関する規定を第二項に移す。</p> <p>(二) 現行条文第二項の商標図案で点線を使用する規定について、第一項に移すと共に文言修正をする。</p> <p>三、第二項を修正する。本項は現行条文第一項に記載されている商標に関連する説明を移したもので、並びに出願人は商標の描写において、一般名称をもって商標の色彩、色彩の商品又は役務への使用状況を説明することができ、色彩付き商標の描写の具体的内容とすることができる。</p> <p>四、第三項を削除する。商標図案中の点線の役割及びその効力についてはすでに、修正条文第13条第二項に定めているので、削除する。</p>
<p><u>第15条</u></p> <p>立体商標の登録出願をするときは、<u>商標図案は立体形状を表示する透視図とし、当該透視図は6個を制限とする。</u></p> <p>前項の<u>商標図案は、点線を付して、立体形状が指定商品又は役務に使用される方法、位置又は状況を表示することができる。</u></p> <p><u>出願人は商標の描写を提供して、立体形状を説明しなければならない。又、商標が立体形状以外で構成されている部分も説明しなければならない。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項を修正する。本項は現行条文第一項及び第二項を修正し移したものである。</p> <p>(一) 現行条文第一項の「立体形状での図面の表示及びその関連の説明をする」は商標図案及び商標の描写に関する規定である。本規則の体裁は商標図案、描写及び見本の具体的な内容をそれぞれ明確に定めているので、本項では商標図案を規定し、かつ、商標の描写に関する規定を第三項に移す。</p> <p>(二) 現行の実務では、立体形状を表示する透視図を正面立体図及びその他の角度からの図面に分けている。しかし、商標図案とは、立体</p>

形状を表示するのに用いる全ての透視図を指す。簡単な、又は対称の立体形状は一個の透視図で立体商標の特徴を表示するのに足るかもしれないが、各角度からの特徴が異なるときは、2個以上の透視図を送付する必要がある。6個の透視図で立体商標を表示できるに足ることを鑑み、商標図案は立体形状を表示する透視図で、出願人は6個を限度として透視図を提出すると規定する。これらの透視図は商標図案を共同で構成し、相互間に主従の別はない。これをもって立体商標図案の具体的内容とする。

(三) 現行条文第二項の商標図案に関する規定を本項に移す。また、出願時に添付する商標図案は立体形状の全ての特徴を包括していなければならない。当初添付された商標図案が明確ではなかったり、その他補正すべき状況がある場合、法により補正を通知することは当然のことであり特別に規範する必要はないため、出願人に異なる角度からの透視図を添付するよう通知する規定を削除する。また、立体商標の出願では通常、商標見本の添付を必要としないが、個別案件によっては添付を必要とするならば、登録庁は修正条文第13条第一項の規定を援用して、出願人に通知し提出させることもできる。よって、削除する。

三、第二項を修正する。本項は現行条文第三項から移したものである。現行条文は、立体形状の権利を主張しない部分は点線で描き、かつ、

	<p>専用使用しない旨を声明しなければならないと規定している。これは、修正条文第13条第二項が規定する、商標図案において点線で描かれた部分は商標の一部には属さないという規定と異なる。そこで、点線による表示と専用使用でない旨の声明に関連する規定を削除する。そのほか、修正条文第13条第二項の規定に合わせて、文言を斟酌し修正する。</p> <p>四、第三項を修正する。本項は現行条文第一項の商標の描写の規定から移したものである。そのほか、立体商標は文字又は図形等から構成される部分を含むが、通常は商標図案のサイズの制限により、明確に表示することができない。そこで、商標の描写のなかで説明しなければならないと定める。</p>
<p>第16条</p> <p>動態商標を登録出願するときは、商標図案は動的画像の変化過程を表示する静止画像で表示しなければならないが、当該静止画像は6個を限度とする。</p> <p>出願人は商標の描写を提供して、順を追って動的画像の連続的な変化過程を説明し、かつ、登録庁が公告した様式に符合する電子媒体を添付しなければならない。</p>	<p>一、本条を増設する。</p> <p>二、本法第18条第一項で、動的標識が登録商標の対象となり得るとして追加されたのに合わせ、2011年11月1日に発効した商標法シンガポール条約実施規則（Regulations under the Singapore Treaty on the Law of Trademarks）第3条第六項の、動態商標の出願項目に対する規定を参酌して、動態商標の登録出願手続規定を増訂する。</p> <p>三、動態商標はくぎりの連続画像から構成されるもので、その商標図案は動的画像の変化過程を表示できる静止画像で表示するため、出願人は6個以下の静止画像を商標図案としなければならないが、動態商標</p>

	<p>図案の具体的内容を定める。</p> <p>四、商標図案が静止の平面画像であり、動態商標の実際の動的画像とはなおも隔たりがあることを考慮して、第二項に出願人は商標の描写を提供して、順を追って動的画像が連続的に変化していく過程を説明し、その連続する動きを表示しなければならないと定める。又、動態商標の特徴を考慮して、商標見本の助けを必要とし、それではじめて、動的画像の細部の全てを完全に表現することができる。それゆえ、出願人はその動的画像を保存した電子媒体を提出し、それは登録庁が公告する様式に符合しなければならないと定める。</p>
<p>第17条</p> <p>ホログラム商標を登録出願するときは、商標図案はホログラムを表示する透視図とし、当該透視図は4個を限度とする。</p> <p>出願人は商標の描写を提供して、ホログラムを説明しなければならない。視覚差によって異なる画像が生まれる場合には、その変化の状況を説明しなければならない。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、本法第18条第一項でホログラムが登録商標の対象となり得るとしたのに合わせ、2011年11月1日に発効した商標法に関するシンガポール条約実施規則第3条第五項の、ホログラム商標出願項目に対する規定を参酌して、ホログラム商標の出願手続の規定を増訂する。</p> <p>三、ホログラム商標の商標図案は、ホログラムの透視図とする。ホログラムが視覚差に伴い画像が変化しない場合には、その商標図は単一の透視図とし、画像が視覚の変化によって画像が変わっていく場合には、4個以下の、視覚の変化に伴って変わっていく個別の透視図として、ホログラム商標の図案の具体的な内容を定める。</p> <p>四、ホログラムの効果が通常の商標図案において実際に表現できないこと</p>

	<p>を考慮し、第二項で、ホログラム商標では商標の描写を提供して、ホログラムを説明しなければならないと定め、ホログラムが視覚差によって異なる画像を生じて変化する場合、その変化の状況を説明しなければならないと定める。</p>
<p>第18条</p> <p>音響商標を登録出願するときは、<u>商標図案はその音響の五線譜又は数字譜を表示するものでなければならない。五線譜又は数字譜でその音響を表示できないときは、商標図案は文言による説明とする。</u></p> <p><u>前項の商標図案が五線譜又は数字譜のとき、出願人は商標の描写を提供しなければならない。</u></p> <p><u>音響商標を登録出願するときは、登録庁が公告した様式に符合する電子媒体を添付しなければならない。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項を修正する。</p> <p>(一) 現行条文は商標図案、商標の描写及び商標見本を含む規定であるが、本規則での商標図案、描写及び見本の具体的な内容についてそれぞれ定めている。そこで、本項では商標図案を規定し、商標の描写及び商標見本に関する規定を第二項及び第三項に移す。</p> <p>(二) 音響商標は、五線譜又は数字譜等で表示する音楽的性質の商標と楽譜で表示することのできない非音楽的性質の商標を含む。前者は五線譜又は数字譜を商標図案とし、後者ではその音響を文言による説明をもって商標図案とすることを認める。そこで、音響商標の図案の表示方法を定める。</p> <p>三、第二項を増設する。本項は現行条文第一項の商標の描写に関する規定を移したもので、文言を斟酌して修正する。</p> <p>四、第三項を増設する。本項は現行条文第一項の商標見本に関する規定を移したもので、音響を録音可能な電子媒体が光ディスクだけに限らないことを考慮して修正を行う。それにより、実務ではアップデートして、その他の電子媒体の様式を受理できるよう弾力性を持たせるよう</p>

	にする。
<p>第19条</p> <p>商標登録の出願をするときは、商品及び役務の分類表（詳細については附則参照）に記載されている順序に従って商品又は役務の区分を指定しなければならない。かつ、商品又は役務の名称を具体的に列記しなければならない。</p> <p>商品及び役務の分類表が改正される前に登録された商標に関しては、商標の指定商品又は役務の類は、登録された類とする。登録されなかった商標に関しては、商標の指定商品又は役務の類は、出願時に指定された類とする。</p>	<p>条順を変更するが、条内容は修正しない。</p>
<p>第20条</p> <p>本法第20条第一項に定める6ヶ月は、中華民国と優先権を相互に承認する国又は世界貿易機関の加盟国において最初に出願した日の翌日から起算し、本法第19条第二項に規定する出願日までとする。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、パリ条約は商標権の優先期間を6ヶ月と規定し、出願人が書類を準備して他国に出願するのに要する日数を十分に考慮している。それゆえ、本法第20条第一項に定める6ヶ月は最初の出願日からわが国で出願日を取得するまでの期間を指す。そこで、専利法施行細則第11条の規定を参考にして定める。</p>
<p>第21条</p> <p>本法第21条の規定により、展覧会による優先権の主張をする場合、展覧会主催者が交付する展覧会参加証明書類を提出しなければならない。</p> <p>前項の展覧会参加証明書類は次に掲げる項目を含む。</p> <p>一、展覧会の名称、場所、主催者の名称及び商品又は役務の最初の出展日が開幕日でないときは、最初の出展日。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、本法第21条に、展覧会による優先権に関する規定が新たに規定されたことに合わせ、展覧会による優先権の主張をする場合、展覧会主催者が交付する展覧会参加証明書を提出しなければならないと定める。</p> <p>三、第二項は、欧州共同体商標条例施行規則（Commission Regulation (EC) No 2868/95 of 13 December 1995 implementing Council Regulation (EC) No 40/94 on the Community</p>

<p>二、展覧会参加者の氏名又は名称及び展示した商品又は役務の名称。</p> <p>三、商品又は役務を展示した際の写真、カタログ、宣伝用パンフレット又はそのほか、展示内容を証明するに足る書類。</p>	<p>trade mark, CTMIR) の規則七第一項の規定を参酌して、展覧会による優先権証明書の記載内容を定めて、適用の助けとする。</p>
<p>第 2 2 条</p> <p>本法第 2 1 条の規定により、展覧会による優先権の主張は、その商品又は役務を出展した日から 6 ヶ月とし、第 2 0 条の規定を準用する。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、展覧会による優先権の主張では、その優先権の期間の計算方式が修正条文第 2 0 条の規定と同じなので、準用すると規定する。</p>
<p>第 2 3 条</p> <p>本法第 2 2 条に基づいて、各出願人の間での協議が必要とされるときは、登録庁は、関係出願人全員に対して、指定した適切な期限内に合意を成立させるよう通知しなければならない。指定期限内に合意が成立しなかった場合は、登録庁は、関係出願人全員に対して、問題を抽選によって解決するために、指定の日時及び場所に出頭するよう通知しなければならない。</p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、本法の条順に合わせて変更する。</p>
<p>第 2 4 条</p> <p>本法第 2 3 条但書に記載した実質的な変更でない商標図案とは、次に掲げる状況の一つを指す。</p> <p>一、識別性を具備しない又は大衆に商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれのあるものを削除する。</p> <p>二、商品の重量又は成分の表示、代理業者又は卸売業者の電話番号、住所、居所又はその他の純粋にデータ性の項目を削除する。</p> <p>三、国際的な慣用商標又は登録表示を削除する。</p> <p>四、商標に属さない部分を点線に改</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、本法第 2 3 条但書の、実質的な変更でない商標図案という事項を明確にするため、その適用状況を列挙して規定する。</p> <p>(一) 商標図案に識別性を具備しない事項、例えば商品又は役務に関する説明、通用標章、名称等、これらの事項を商標の一部とするが、通常商品又は役務の特性を伝えるだけの情報又は商品又は役務本体を明らかに指定するだけの名称（例：「新鮮、美味」をパン商品へ用いて商品特性の説明とする、「企業管理顧問」を企業管理役務など</p>

<p>めて表示する。</p> <p>前項第一号に規定する状況において、原商標図案が変わっても、消費者に供給元が同一であると識別させるときは適用されない。</p>	<p>に用いて、役務本体の名称を明らかに指示するため、商標を識別する部分ではない)を含み、削除後に商標の実質的な変更とならない場合、その削除に同意することができる(例:図案から商標の通用の名称又は標章を削除する)。;商標図案に商品又は役務の性質、品質又は産地を大衆に誤認、誤信させるおそれがある部分を含み、商標が拒絶査定となるに至るものであるが、削除後に商標図案の実質的な変更とならなければ、これもまた出願人が削除することに同意でき、例えば「有機」のように、法的検証を必要とする等の状況があることを第1号に定める。</p> <p>(二) 第二号は、商品の重量又は成分の表示、代理業者または卸売業者の電話番号、住所、居所等、純粹にデータ性の項目はその部分が供給元識別に係わる商業的イメージとして消費者の心に残ることはありえないので、商標の内容には属しないと定める。しかも、商標図案を複雑なものとし、管理作業でのファイル作成の負担を増加させるので、削除を許可しなければならない。</p> <p>(三) 国際的な慣用商標(TM)又は登録表示(®)は国際的に用いられており、既定の意味を具えているが、それ自体は商標の機能を具えていないので、削除を許可しなければならない。</p> <p>(四) 第四号では、色彩、立体又はその他の非伝統的商標を考慮して、商標図案は商標が指定商品又は役務</p>
--	--

	<p>に使用される方法、配置又は状況を点線で表示することができ、その点線部分は商標の一部には属しないと規定する。当初、出願人はその部分を実線で表示していたが、その後、点線に改めて表示して、その商標図案が商標の表示を更に明確にし、しかも、当初出願した商標の権利範囲を変えないのならば、当然ながら商標図案の実質的な変更とはならない。</p> <p>三、第二項では、第一項第一号の状況において、商標図案に実質的な変更が生じるときは適用しないと定めて、適用排除の規定とする。</p>
<p><u>第25条</u></p> <p>本法第24条の規定により、商標出願に係わる項目について変更申請をするときは、変更の証拠を添付した申請書を提出しなければならない。<u>ただし、その変更が書類による証明を必要としないときは、提出を免除する。</u></p> <p><u>前項の申請は、商標ごとに申請しなければならない。ただし、同一申請人が二以上の商標について、その変更項目が同一であるときは、一変更案件を申請するときに同時に申請することができる。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項を修正する。本細則が商標登録に係わる項目の変更を修正条文第三章の商標権第37条に移して規定するのに合わせて、「又は商標登録に係わる項目」を削除する。そのほか、実務では、出願人（自然人及び法人を含む）の住所、居所変更には証明書類を提出する必要がないので、専利法施行規則第7条の規定を参考にして、但書の規定を加える。</p> <p>三、第二項を増訂する。本項は変更手続きの作業事項で、詳細で補充的な規定に属し、本来、本法改正前の第20条第三項に定められていたが、本法の削除に伴い、本項にて定めると共に文言の修正をする。そのほか、当該条文の但書にある「同一人」は、二以上の出願人による共有する商標の登録に適用されるか否かの疑義が生じるのを避けるために削除し、文言を「同一申請人」に修正す</p>

<p>第26条</p> <p>本法第25条の規定により、商標出願に係わる項目の訂正において、登録庁は、必要とみなすときは出願人に対し関連の証拠を添付するよう要求することができる。</p>	<p>る。</p> <p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、本法第25条は、商標出願に係わる項目の誤りの訂正申請に関する規定を増訂する。出願人の名称、住所、居所、文字・用語又はひき写し及びその他、明らかな誤りを訂正するとき、通常は証拠を添付する必要はない。しかし、訂正申請する項目が明らかに誤りであるか否かに疑義がある、例えば、訂正する項目が添付された申請書類から明らかに誤りであると認定することができないときは、申請人は関連する証拠を提出して、確認に供さなければならない。そこで、これを定める。</p>
<p>第27条</p> <p>商標出願を分割申請するときは、<u>分割件数及び分割後の各商標の指定商品又は役務を明記し、又、分割件数に応じて分割申請書の副本及びその商標登録に関する書類を添付した申請書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>分割後の各出願案件に係わる指定商品又は役務は原出願案件が指定する商品又は役務の範囲を超えてはいけない。又、重複してはならない。</u></p> <p><u>商標出願の登録査定後であるが、商標登録の公告前に分割を申請したとき、登録庁は申請人が登録料を納付し、かつ、商標登録が公告されるまでは、商標権の分割の手続をとってはならない。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、<u>第一項は現行条文第22条及び第23条第一項の一部条文を移したものである。そのほか、分割申請書には分割件数を明記しなければならないので、文言を修正する。</u></p> <p>三、<u>第二項を増訂する。商標出願の分割を申請する目的は指定商品又は役務を異なる商標出願案件に分割することにある。それゆえ、各分割後の出願案件が指定する商品又は役務は原出願案件の範囲内でなければならない。且つ重複してはならない。例えば原出願案件が化粧品を含み、分割時に口紅及び口紅以外の化粧品に二つの出願案に分割して商品を指定するが、口紅以外の化粧品を指定する場合、その指定商品には「化粧品（口紅を除く）」と記載しなければならない。そこで、ドイツ商標施行規則第35条第三項の規定を参酌してこれを定</u></p>

	<p>める。</p> <p>四、第三項を増訂する。第三項は現行条文第23条第二項を移したもので、商標登録の公告後に分割された対象は商標権となるので、「商標権」等の文言を加えて明確にする。</p>
<p><u>第28条</u></p> <p>本法第27条の規定により、商標出願から生じる権利の譲渡において、<u>出願人の名義変更を申請する</u>ときは、譲渡契約書又は譲渡を証明するそれ以外の書類を添付した申請書を提出しなければならない。</p> <p><u>前項の申請は、商標ごとにそれぞれ申請しなければならない。ただし、権利を受け継ぐ者が同一出願人から二以上の商標出願権を取得するときは、一変更申請案件で同時に申請することができる。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項を修正する。商標出願権の譲渡は、出願人の名義変更という方法で処理するので、「出願人の名義変更を申請する」等の文言を加えて、斟酌して修正する。</p> <p>三、第二項を増訂する。出願人の名義変更申請では、同一出願人から二以上の商標出願権を受け継ぐとき、一変更申請案件で同時に変更することができるとし、ここに定める。</p>
<p><u>第29条</u></p> <p>商標出願の出願人であって、本法第29条第二項が規定する、<u>取引上すでに出願人の商品又は役務を識別する標識となっている状況を適用するよう要求する者は、関連性のある証拠を提出しなければならない。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、本法の条順が変更されたのに合わせて、文言を修正して明確にする。</p>
<p><u>第30条</u></p> <p>本法第30条第一項第十号但書に記載した、明らかに不当なものとは、次に掲げる状況を指す。</p> <p>一、商標出願が、先に登録された商標又は先に出願された商標と同一であり、しかも、同一商品又は役務に使用を指定した場合。</p> <p>二、商標出願が裁判所によって禁止処分された場合。</p> <p>三、その他、明らかに不当な状況。</p>	<p>一、<u>本条を増訂する。</u></p> <p>二、各号では本法第30条第一項第十号但書に記載した、明らかに不当な状況を明確に定める。</p> <p>(一)異なる人物が同一商標を同一の商品又は役務に使用すると、消費者は供給元を区別することができないので、商標の供給元識別の機能が失われる。本法改正前の第23条第一項第十三号では、それは併存登録に同意を得ていても登録することができない状況であると明</p>

文化して規定している。ところで、実務では、異なる出願人がそれぞれ、「旺旺」と「旺-旺」、「BABY CARE」と「baby care」の商標出願を行った場合、記号の有無や大文字小文字の違いはあるが、その違いはきわめて小さいので、消費者は見落とし、これを同一の商標とみなす可能性が非常に高い。このような状況は本号に含まれるべきである。商品又は役務が同一か否かの認定では、もし、使用を指定した商品又は役務が「薬錠」（錠剤）と「薬丸」（丸薬）、「唇膏」（リップクリーム類）と「口紅」又は「小吃店」（小料理店）と「小吃攤」（屋台）等ならば、その商品又は役務の名称の文字は異なるが、実質的には同一概念の商品又は役務であり、これらもまた、本号に含まれるべきである。そのほかに、商品又は役務は前述のような実質的に同じという状況ではないが、包含される関係もある。例えば、「化粧品」及び「口紅」では、口紅が化粧品の品目の一つであり、化粧品の範囲に含まれる。関係する消費者は両者が製造する口紅商品を区別することができない。それゆえ、化粧品に使用を指定する商標は「口紅」商品に減縮しなければ、二商標は併存登録することができない。これは当然のことである。

(二) 商標が裁判所からの命令で禁止処分されているにもかかわらず、商標権所有者が、他人が併存登録することに同意すると、登録商標の競売での価値が減損しやすい。又、

	<p>競り落とした後、商標権の受継人と併存登録に同意した商標権所有者との間で、権益に係わる衝突が生じる可能性もあるので、これも明らかに不当な状況である。</p> <p>(三) 第三号の「その他の明らかに不当な状況」とは第一号、第二号のほかに、商標の併存登録に関する明らかに不当な包括規定を指すので、登録庁は個別の出願を審査するときの具体的事証に基づいて判断を下すことができる。例えば、団体商標の使用規約が使用を指定した商品の品質又は特性について特別規定を定めている場合、団体商標の商標権所有者が「茶葉」商品に使用すると指定した団体商標について、他人が同一の商標を類似の「茶飲料」商品に併存登録することに同意するが、団体商標が要求する一定の品質又は特性を具えるよう要求していないならば、関係する消費者に当該茶飲料商品と団体商標が表示する茶葉商品は同じ出所であると誤認させる可能性があり、従って当該団体商標を用いて茶葉商品が特定の品質又は特性を有することを指示する機能を達成することができず、消費者が当該団体商標を以って一定の品質又は特性の商品を識別する利益に影響するときは、明らかに不当な状況となる。</p>
<p>第<u>31</u>条 本法に記載した「著名」とは、関係する企業又は消費者に広く認識されており、それを証明するに足る客観的な証拠があるものを指す。</p>	<p>条順を変更するが、条文内容は修正しない。</p>

<p>所又は営業場所を有するときは一ヶ月、住所、居所又は営業場所を有していないときは二ヶ月を与える。</p> <p>前項の期間は、理由を記載して延長を申請したとき、申請人が中華民国内に住所、居所又は営業場所を有するときは一ヶ月、住所、居所又は営業場所を有していないときは二ヶ月に延長する。</p> <p>前項の期間について申請人が延長を再申請したとき、登録庁は補正項目、延長理由及び証拠に基づいて、再度、延長期間を斟酌して与える。その延長申請に理由がないときは、受理しないことができる。</p>	<p>ならない。その際、国外の出願人が通常、その本国の代理人を通じて、国内の代理人と連絡を取ることを考慮に入れる。従って、国内の代理人が出願人の意見を入手するのに日数がかかるときは、意見陳述期間を多少長くしなければならない。そこで、出願人が中華民国内に住所、居所又は営業場所を有するときは一ヶ月、住所、居所又は営業場所を有していないときは二ヶ月とすると定める。</p> <p>三、第二項では、前項の期間を延長する必要があるならば、出願人は理由を明記して延長を申請することができる。延長する期間は前項で考慮したことと同じである。</p> <p>四、第三項は、出願人が第二項に定められた期間を延長後、再延長を申請したとき、審査日数が長くなるのを避けるため、登録庁は補正項目に関する延長理由及び証拠をみて、延長期間を決定する。もし、申請に理由がない状況ならば、受理しないことができる。</p>
<p>第三章 商標権</p>	<p><u>章名を増設する。</u> 理由は第一章と同じ。</p>
<p>第<u>35</u>条</p> <p>商標権存続期間の<u>更新</u>を申請するとき、<u>商標権者</u>は、更新を求める商標に係わる指定商品又は役務の全部又は一部を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p><u>商標権存続に対し利害関係がある者は理由を記載して、前項の申請を提出することができる。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一号は、本法第34条の用語に合わせて、「商標権存続期間の更新申請」を「商標権存続期間の更新を申請する」に修正する。又、「商標権者」を加えて、明確にする。</p> <p>三、第二項を増設する。実務では、商標権所有者は更新申請を提出できるほか、使用権者、質権者、商標権を保全処分の対象とする者又は他の商標権存続に利害関係がある者</p>

	も民法第242条の債権者代位権の規定により、更新申請を提出することができる。そこで、これを定める。
<p><u>第36条</u></p> <p>商標権を分割する申請をするときは、<u>第27条第一項及び第二項の規定を準用する。</u></p> <p>商標権の分割を承認したときは、登録庁は、分割後の各商標について商標登録証を交付しなければならない。</p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項を修正する。商標権を分割する申請手続は商標を分割する申請と同じである。そこで、準用する規定を修正する。</p> <p>三、第二項は修正しない。</p>
<p><u>第37条</u></p> <p>商標登録に係わる項目の変更又は訂正の申請には第25条及び第26条の規定を準用する。</p>	<p>一、<u>本条を増設する。</u></p> <p>二、商標登録に係わる項目の変更又は訂正では、その申請手続は第25条及び第26条の商標出願に係わる項目の変更及び訂正と同じなので、準用の規定を定める。</p>
<p><u>第38条</u></p> <p>商標ライセンスの登録を申請するときは、商標権所有者又は使用権者は<u>次に掲げる項目を記載した申請書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>一、商標権者及び使用権者の氏名又は名称、住所、居所又は営業場所。</u></p> <p><u>二、代理人に委任したときは、その氏名及び住所、居所又は営業場所。</u></p> <p><u>三、商標の登録番号</u></p> <p><u>四、専用使用権又は非専用使用権。</u></p> <p><u>五、ライセンス開始日。終止日があるときはその終止日。</u></p> <p><u>六、商品又は役務の一部をライセンスの対象とするときは、その類及び名称。</u></p> <p><u>七、ライセンスを使用する指定地域があるときは、その地域の名称。</u></p> <p>使用権者が前項の規定に基づくライセンスの登録申請をするときは、</p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項を修正する。ライセンス登録申請書に記載すべき項目を各号に分けて規定する。</p> <p>(一) 本法第39条の、商標権所有者は登録商標の使用を指定した商品又は役務の全部又は一部について、指定地域で専用使用権又は非専用使用権を許諾することができるという規定に合わせて、欧州共同体商標施行規則 (CTMIR) 規則34及び英国商標規則 (The Trade Marks Rules 2008) 第48条第b号の規定を参考にして、専用使用権、一部の商品又役務に使用するライセンス、指定地域で使用するライセンスの記載を定めて明確なものにする。ライセンスを全部の商品又は役務に使用することについては、申請書で全部のライセンスに</p>

<p>ライセンス契約書又はライセンスを十分に証明する他の証明書を提出しなければならない。<u>商標権者の申請において、登録庁は、必要とみなすときは、通知して前述のライセンスを証明する書類を提出させることもできる。</u></p> <p><u>前項の規定に基づく申請は、商標ごとにそれぞれ申請しなければならない。ただし、商標権者が二以上の商標を有し、登録で指定した全ての商品又は役務を、同一人に同一の地域で使用することをライセンスし、且つライセンス終止日が同一又は約定のライセンス終止日がない場合、一件のライセンス申請で同時に申請することができる。</u></p> <p><u>商標サブライセンスの登録申請には、前三項の規定を準用し、本法第40条第一項に規定する状況を除き、サブライセンスする権利を有することを証明する書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>登録される商標サブライセンスの対象とする商品又は役務、期間及び地域は、本来のライセンス範囲を超えてはならない。</u></p>	<p>チェックマークをつけるのみで、具体的に商品又は役務の区分及び名称を示す必要はない。</p> <p>(二) 商標ライセンスは一定の期間があること、又は期間を約定しないこともあり得る。前者にはライセンス終止日があり、後者にはない。そこで、欧州共同体商標条例施行規則 (CTMIR) 規則 3 4 及び英国商標規則第 4 8 条第 b 号の規定を参考にして、ライセンスに終止日があるときにはその終止日を記載しなければならないと定める。</p> <p>三、第二項を修正する。商標権者がライセンス登録を申請するとき、そのライセンスを証明する文書を検査する必要があるかもしれない。例えば甲社が代表者に使用をライセンスしたが、甲社がライセンス登録を申請する際に監察人が甲社を代表して署名したライセンス契約を添付して始めてライセンス登録の申請が許可される。そこで、商標権者によるライセンス登録の申請において、登録庁は、必要とみなすときは、ライセンスを証明する書類を添付するよう要求することもできると定める。</p> <p>四、商標権者が二以上の商標を有し、登録で指定した全ての商品又は役務を同一人に対して同一の指定地域で使用することをライセンスし、且つライセンス終止日が同一又は約定したライセンス、終止日がないときは、一件のライセンス申請で同時に申請することができることと定める。また、「ライセンス終止日が同一」には、各商標で約定され</p>
---	--

	<p>たライセンス終止日が同一であること、及び商標権存続期間満了日を、ライセンス終止日とすることを含む。</p> <p>五、現行条文第四項は削除する。</p> <p>(一) ライセンス登録の範囲については、本法第39条第一項の規定により、商標権の範囲内に限定しているため、規定の必要としない。そこで、「登録される商標ライセンスの対象とする商品又は役務は、商標権の範囲内に限定される」等の文言を削除する。又、一般に私法によるライセンス契約では、ライセンス期間は登録した商標権存続期間を超えることがあり得る。しかし、商標権存続期間が満了後に、法に基づいて更新を申請することができるので、本来のライセンス契約の効力は影響を受けない。それゆえ、ライセンス期間の登録に関する制限を削除する。</p> <p>(二) ライセンス期間の削除に合わせ、更新登録では別途にライセンス登録を行わなければならないという規定を削除する。</p> <p>六、第四項は現行第三項から移したもので、サブライセンスの登記に対する準用規定を定める。そのほか、本法第40条第一項の規定により、専用使用権者は契約に別段の約定がある場合を除き、ライセンスの範囲内で他人にサブライセンスすることができる。そこで、申請人が添付すべき、許諾者がサブライセンスする権利を有することを証明する書類については、別途に除外の規定を定める。</p>
--	---

	<p>七、第五項を修正する。本項は現行条文第五項を移したもので、本法第39条第一項のライセンス地域を指定できるという規定に合わせて、サブライセンスの範囲は本来のライセンス地域の制限を受けるという規定を加える。</p>
<p><u>第39条</u></p> <p>商標権移転の登録を申請するときは、移転契約書又は移転を証明する他の書類を添えた申請書を提出しなければならない。</p> <p><u>前項の申請は、商標ごとにそれぞれ申請しなければならない。ただし、権利を受け継ぐ者が同一の商標権者から二以上の商標権を受け継ぐときは、一件の移転申請で同時に申請することができる。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項は修正しない。</p> <p>三、第二項を増訂する。権利を受け継ぐ者が同一の商標権所有者から二以上の商標権を取得するときは、一件の移転申請で申請することができる と定める。</p>
<p><u>第40条</u></p> <p>商標権について質権の設定、移転又は消滅の登録を申請するときは、<u>商標権者又は質権者は、申請書を提出し、併せて登録する項目に関して、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p>一、質権設定の登録の場合は、質権設定契約書又はそれを証明する他の書類。</p> <p>二、<u>移転登録を申請するときは、その質権移転を証明する書類。</u></p> <p>三、<u>質権消滅の登録の場合は、負債返済証明書、質権者が質権設定の登録取消に合意していることを証明する書類、裁判所の判決書及び判決確定証明書又は裁判所の判決確定と同等の効力を有することを証明する書類。</u></p> <p><u>前項の第一号により質権設定の登</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、第一項を修正する。</p> <p>(一) 本項の規定には質権の設定、移転及び消滅の登録などを含んでおり、これを号に分けて明確に規定する。また、質権の変更とは質権者の主体が変わらず、その氏名又は名称、住所、居所又は営業所が変更する状況を指す。商標登録事項の変更に属し、第37条の規定が適用され、別途特別の規定は必要ない。質権の移転については、質権が担保する債権が継承又は移転の発生により質権者の主体に変動が発生する状況を指し、第二号に定めている質権の移転の規定を適用する。</p> <p>(二) 商標権者又は質権者が申請することができる と定める。</p> <p>(三) 第25条、第37条及び第39条</p>

録を申請するときは、申請書にその質権が担保する債権額を記載しなければならない。

などの異動事項に関する規定の体裁の一致性を考慮し、本項では記載すべき項目を例示する必要がないので、「商標の名称、登録番号を記載する」等の文言を削除する。そのほか、質権が担保する債権額は、設定登録時に記載すべき項目であり、登録の変更及び消滅に記載を必要とするものではない。そこで、適用のときに疑義が生じるのを避けるため、第二項に移す。

(四) 第三者にとって、質権登録の重要性は登録によって生じる対抗効力にある。質権設定日はその対抗効力とは無関係なので、質権登録の申請書には質権設定日を記載する必要はない。又、質権は債務弁済によって消滅するので、質権終了日を登録する必要はない。そこで、申請書に質権設定日を記載しなければならないという規定を削除する。

三、第二項は削除する。質権存続期間は担保する債権に対する弁済状況によって定まる。期間更新後、別途に質権設定の登録を申請する必要がある場合、それによって質権者の順序が変動し争議が発生するのを避けるため、質権登録期間は当然ながら、商標権の存続期間内に限定するのは望ましくない。そこで、削除する。債権担保の期限が来たが、商標権の更新を行わず、その結果、質権者がその質権を執行できなくなったときは当事者間の私法上の紛争であり、質権設定期間とは無関係である。

四、第二項を増訂する。質権設定登録の

	<p>申請では、質権が担保する債権額を記載しなければならないと定め、現行条文第一項の申請書には債権額を記載しなければならないとする規定を本項に移す。その他に、当該金額は必ずしも「債権額」と同じである必要はないので、動産担保取引法第7条の「担保債権額」の用語を参考にして、これを修正する。</p>
<p><u>第41条</u> 次に掲げる状況の一つに該当するとき、商標権者は、申請書にその理由を記して提出し、登録証の再交付又は代替登録証の交付を申請することができる。</p> <p>一、登録証の記載項目の変更。 二、登録証の劣化又は毀損。 三、登録証の滅失又は遺失。</p> <p>前項の規定により商標登録証の再交付又は代替登録証の交付時には、原商標登録証は公告により廃止としなければならない。</p>	<p>一、条順を変更する。 二、第一項は体裁を合致させるため、「書面を」を「申請書に」と修正する。そのほか、現行条文で規定する登録証の毀損、滅失又は遺失等の状況以外に、登録証の記載項目の変更又は更正及び登録証の劣化によって、商標権所有者が新たな登録証の取得を希望した場合は、新たに交付することを許可することが望ましい。そこで、各号でその適用状況を定める。 三、第二項は修正なし。</p>
<p><u>第42条</u> 異議申立に関する事実及び理由が不明確又は不十分な場合は、登録庁は、申立人に対して、指定期限内に訂正するよう通知することができる。</p> <p>異議申立人は、商標登録の公告日後3月以内においては、すでに申し立てている事実及び理由に変更又は追加をすることができる。</p>	<p>一、条順を変更する。 二、第一項を修正する。現行条文第一項の前段については、本法第49条第一項に定めてある。但書の規定は、修正条文第二条第一項の規定に合わせたもので、重複して規定する必要はないので削除する。又、現行条文第二項は第一項に移すが、文言は修正しない。 三、第二項は現行条文第三項を移したもので、本法第16条が最初の日を計算に入れないと規定しているのに合わせ、文言を斟酌して修正する。</p>
<p><u>第43条</u> 商標権者又は異議申立人が本法第</p>	<p>一、条順を変更する。 二、商標権者が異議申立に対する答弁を</p>

<p><u>49条第二項の規定により異議申立に対する答弁又は意見陳述をし、答弁書又は意見陳述書で付属書類を提出するときは、副本の中で提出しなければならない。</u></p>	<p>するときは、登録庁が定めた期限内に答弁書及び副本を提出しなければならないという規定はすでに、本法第49条第二項において定められているので、前述の文言を削除し、又、本法の条順の変更に合わせ、斟酌して修正する。そのほか、答弁書又は意見陳述書で付属書類を提出するときは、副本の中で提出しなければならないという規定を増訂して、適用の助けとする。</p> <p>三、現行条文第二項はすでに、本法第49条第二項にて定められているため、これを削除する。</p>
<p><u>第44条</u></p> <p>商標権分割についての承認が公告された後ではあるが分割前に商標に対して異議申立手続が提起されている場合は、登録庁は、異議申立人に対して、異議申立の対象とする商標の再指定を指定期限内に行い、異議申立のために必要な書類を提出して、分割後の申立に基づく所要の政府手数料を計算するよう指示しなければならない。納付金額が不足していた場合は、残額を納付しなければならない。政府手数料が過払いとなっていた場合は、異議申立人は所要の書類を提出し、過払手数料の返還を申請することができる。</p>	<p>条順を変更するが、条文の内容は修正しない。</p>
<p><u>第45条</u></p> <p>異議申立手続において決定が行われる前に商標権の分割が承認された場合は、登録庁は、異議申立人に対して、分割後の何れの商標を異議申立の対象とするかを記載した陳述書を指定期限内に作成するよう指示しなければならない。期限内に前記の</p>	<p>条順を変更するが、条文の内容は修正しない。</p>

<p>陳述をしなかったときは、異議申立は分割後の全ての商標に対してなされたものとみなす。</p>	
<p><u>第46条</u> 第42条第一項、第43条から前条の規定までは、無効審判請求事件及び取消審判請求事件に準用する。</p>	<p>一、条順を変更する。 二、修正条文の条順の変更に合わせて、文言を斟酌して修正する。</p>
	<p>一、<u>本条は削除する</u>。 二、現行条文第34条第一項の削除に合わせたもので、第二項は修正条文第42条第一項に、第35条は修正条文第43条に移す。又、修正条文第46条はこれらの条文に関する準用規定である。従って、本条はすでに規定する必要がなくなったので削除する。</p>
<p>第四章 証明標章、団体会員標章及び団体商標</p>	<p><u>章名を増設する</u>。 理由は第一章と同じ。</p>
<p><u>第47条</u> 証明標章所有者は他人の商品又は役務を証明するとき、その監督・管理のもとで、関連する検査・測定能力を具えた法人又は団体に検査・測定又は検証を委託することができる。</p>	<p>一、<u>本条を増設する</u>。 二、証明標章は、他人の商品又は役務が具えている一定の特性を証明するために用いる。証明項目の検査・測定及び検証は証明標章所有者が自ら行うことができるほか、関連する検査・測定能力を具えた法人又は団体に委託することもできる。証明標章所有者がこれを監督・管理して、その検査・測定及び検証が使用規約の規定に符合すればよい。よって、これを定める。</p>
<p><u>第48条</u> 商標に関する規則は、該当する事情に応じ、証明標章、団体会員標章及び団体商標に準用する。</p>	<p>条順は変更するが、条文内容は修正しない。</p>
<p>第五章 附則</p>	<p><u>章名を増設する</u>。 理由は第一章と同じ。</p>
<p><u>第49条</u> 商標出願及び商標に関する事項の</p>	<p>一、条順を変更する。 二、商標出願及び商標に関する他の手続</p>

<p><u>手続きで証拠及び物件を提出した場合において、その返還を希望するときは、該案件の終結後一ヶ月以内に返還を完了させるものとする。</u></p> <p><u>前項の証拠及び物件は、登録庁が、期限を定めて引き取るよう通知し、期限が来ても引き取りにこないとき、登録庁は直ちにこれを処分することができる。</u></p>	<p>における証拠及び物件は全て返還するという規定を適用する。そこで、附則に移して列記し、本法と共同で適用する規定として補充する。又、証拠及び物件の提出者がそれらの返還を希望するならば、全て、案件終結後に引き取ることができるので、提出者が予め引き取る旨を記載した場合だけに限らないとする。又、本法の、一ヶ月をもって期間を計算するという規定に合わせ、文言を斟酌して修正する。</p> <p>三、提出者が自発的に引き取ろうとしない場合の証拠及び物件に対する登録庁のその後の処理方法を定める。又、輸入酒類検査弁法第18条の規定を参考にし、登録庁に処分する依拠を賦与して、明確にする。</p>
<p><u>第50条</u></p> <p><u>本規則は本法施行の日から施行する。</u></p>	<p>一、条順を変更する。</p> <p>二、本規則は本法の改正に合わせて修正し、本法と同日に施行するので、ここに明確に定める。</p>